

「刑事裁判の充実・迅速化について（その２）」の説明

はじめに

このたたき台は、刑事裁判の充実・迅速化に関するたたき台「その１」の続きとなるもので、連日的開廷の確保等や訴訟指揮の実効性確保などに関するものである。

また、たたき台のその１同様、このたたき台にも、従前は議論が及ばなかった比較的細かな論点についても一定の案を示しているが、もとより、これからの議論のたたき台として、一つの案を示したものにすぎない。

第２ 連日的開廷の確保等

１ 連日的開廷の原則の法定

連日的開廷の原則を法律において規定するものとしている。

司法制度改革審議会意見においても、連日的開廷を可能とするための制度整備の例として、連日的開廷の原則を法律において規定することが挙げられており、また、本検討会におけるこれまでの議論でも、連日的開廷を確保する上で、その原則を法律に明記することは意味があるとの意見が述べられたことを踏まえたものである。

第３ 訴訟指揮の実効性確保

１ 国選弁護人の選任

弁護人がなければできない準備手続又は弁護人がなければ開廷できない公判期日に、弁護人が不出頭若しくはそのおそれがある場合又は在席しなくなった場合に、裁判長が職権で国選弁護人を選任することができるとするものである。

本検討会におけるこれまでの議論において、訴訟指揮に不満を持つ弁護人が、辞任をして出頭しなかったり、辞任をほのめかすなど、不出頭のおそれがあることがあり、これに適切に対処することができるよう、私選弁護人が選任されている場合であっても、裁判所が併せて国選弁護人を選任すること

ができる制度を導入すべきであるという意見があったことを踏まえたものである。

現行の刑事訴訟法第289条第2項は、必要的弁護事件の公判期日に弁護人が出頭しない場合の国選弁護人の選任について定めているが、このたたき台の案は、公判期日に不出頭のおそれがある場合、準備手続に出頭しない又はそのおそれがある場合等にも国選弁護人を選任することができるとするものである。

2 訴訟指揮権に基づく命令の不遵守に対する制裁等

(1) 命令の不遵守に対する制裁

裁判所の訴訟指揮権に基づく命令違反のうち、公判期日等への出頭命令違反及び重複尋問等の制限違反につき、裁判所が過料等の制裁を科し得るとするものである。

本検討会におけるこれまでの議論において、訴訟関係人が、裁判所の期日指定に従わない場合、あるいは、裁判所による重複尋問等の制限に従わない場合があり、それが、審理遅延あるいは焦点の定まらない審理の原因になっているので、裁判所の訴訟指揮の実効性を担保するため、これに従わない訴訟関係人に対し、裁判所が直接一定の制裁を科し得る制度をもうけるべきであるとの意見があったことを踏まえたものである。

(2) 裁判所による処置請求

(1)による制裁を科したとき、裁判所は、制裁を受けた検察官及び弁護人について、適当の処置、すなわち、適当と認められる懲戒措置等を採用すべきことを請求しなければならないとするとともに、請求を受けた者は、速やかに適当と認める処置を採り、採った処置を裁判所に通知しなければならないものとするものである。

刑事訴訟規則第303条の規定を参考としたものであるが、たたき台では、処置請求は必ずすべきものとなっている点、請求を受けた者は速やかに適当と認める措置を採ることを義務付けている点において、刑事訴訟規則の規定と異なっている。

第4 直接主義・口頭主義の実質化

審議会意見は、裁判員制度における公判手続について、「非法律家である裁判員が公判での証拠調べを通じて十分に心証を形成できるようにするために、口頭主義・直接主義の実質化を図ることも必要となる。」と指摘しており、その指摘をも踏まえて、裁判員制度に関するたたき台の「4 公判手続等」の「(6) 新たな裁判員が加わる場合の措置」及び「(7) 証拠調べ手続等」の項目に検討が必要と考えられる諸点を掲げ、本検討会において、御議論いただいているところである。

そこで、ここでは、裁判員制度対象事件以外の事件における直接主義・口頭主義の実質化に関し、裁判員制度のたたき台に掲げた諸点について、異なる考慮をすべきところがあるかという形で御議論いただくのが適当ではないかと考えたものである。

第5 即決裁判手続

仮称「即決裁判手続」の制度を新たにもうける案を示しているが、これは、争いのない事件について、公訴提起後できる限り速やかに公判期日を開き、簡易公判手続同様の簡易な手続によって審理し、原則として即日判決を言い渡すこととする手続であり、手続の合理化・効率化を図ろうとするものである。

なお、参考資料として、即決裁判手続の流れを示した「即決裁判手続の流れ(イメージ)」を作成しているので、併せて参照いただきたい。

1 即決裁判手続の申立て

検察官による即決裁判手続の申立てに至るまでの手続に関するものである。

被疑者が被疑事実を認めており、かつ、事案の性質や証拠の内容・量等にかんがみ、検察官が相当と考え、被疑者やその弁護人に異議がないときに、検察官は、公訴の提起と同時に、即決裁判手続の申立てをすることができるものとしている。

2 即決裁判手続の決定

申立てを受けた裁判所が、即決裁判手続によって審判する旨の決定をするまでの手続に関するものである。

即決裁判手続の申立てがあった場合、裁判所は、当事者の意見を聴いて、できる限り速やかに公判期日を開くものとしている。

そのために、裁判所は、国選弁護人を選任するときは、できる限り速やかにこれを行うものとし、検察官も、できる限り速やかに取調べ請求予定証拠を開示するものとしている。

また、裁判所は、即決裁判手続の申立て後に弁護人が選任された場合、弁護人に異議があるかどうかを確かめるものとしている。

裁判所は、公判期日において、即決裁判手続の決定をすることになるが、もとより、被告人側が公判期日に先立ち異議を述べた場合はこの限りでないし、簡易公判手続同様、被告人が冒頭手続で有罪の陳述をすることを要件としている。

3 即決裁判手続による裁判

裁判所が即決裁判手続の決定をした事件の審理及び裁判に関するものである。

(1)では、即決裁判手続の決定があった事件の審理は、刑事訴訟法第291条の2の簡易公判手続の決定があった事件と同様の手続によるものとしている。具体的には、同法第307条の2、第320条第2項により、証拠調べの方式が簡略化され、また、当事者が証拠とすることに異議を述べた証拠を除き、伝聞法則が適用されない。

そのように、基本的には、簡易公判手続と同様の手続によることとしているが、公判の合理化の実を挙げるために、更に工夫の余地があるか検討することも考えられる。

(2)では、即決裁判手続による審理を行ったときは、裁判所は、原則としてその期日に結審し、即日判決を言い渡すものとしている。

(3)では、いったん即決裁判手続の決定があった事件について、裁判所が、同手続によることが不適法又は不相当であると認めるに至ったときには、その決定を取り消さなければならないものとしている。

(4)では、即決裁判手続によることが相当ではないことを理由として、その決定が取り消された場合には、既に取り調べられた書証については、刑訴法第326条の同意があるものとみなすものとしている。例えば、被告人が有罪の陳述を撤回した場合などが考えられる。

被告人が有罪の陳述をし、即決裁判手続によることにも異議がなかったことから、適法に同手続による審理が行われたにもかかわらず、その後、有罪の陳述の撤回などがあり、同手続によることが不相当となったとしても、既に取り調べ済みの書証については、その後の手続においても、引き続き証拠能力を認めるのが相当ではないかとの考えによるものである。

4 上訴

即決裁判手続による裁判に対する控訴に関するものであり、A案及びB案の二案を併記している。

A案は、判決で認定された、罪となるべき事実に誤りがあることを理由として控訴をすることはできないとするものである。即決裁判手続は、被告人側に同手続によることに異議がなく、また、被告人が有罪の陳述をした場合に行われるものであるから、罪となるべき事実に誤認があることを理由とする上訴を認めなくとも、被告人の権利保護に欠けるところはなく、その一方、そのような上訴を認めると、上訴審で犯罪事実を争われ得ることを想定して、必要以上の立証・審理が行われる可能性があり、手続の簡易化の意義が減殺されかねないという考えによるものである。

他方、B案は、被告人の権利保護の観点から、控訴理由を制限するのは相当ではないという考えによるものである。